

裁判長認印



和解調書

事件の表示 平成30年(ワ)第2902号
 期日 令和3年3月17日午前10時00分
 場所 大阪地方裁判所第9民事部和解室
 裁判長裁判官 井上直哉
 裁判官 古谷真良
 裁判官 安藤諒
 裁判所書記官 泉谷美津穂
 出頭した当事者等

原告
 原告
 原告ら代理人 齋藤ともよ
 同 松森美穂
 同 眞並万里江
 被告会社代表者兼被告 中野栄造
 被告
 被告
 被告ら代理人

AB
NI

手続の要領等

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙1記載のとおり

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は、訴状中原告らと被告らに関する記載部分のとおりであるからこれを引用する。

第3 和解条項

別紙2記載のとおり

裁判所書記官 泉谷美津穂

別紙1

当事者の表示

原告

A

原告

原告ら訴訟代理人弁護士

同

同

B

齋藤ともよ

松森美穂

眞並万里江

大阪市淀川区東三国五丁目15番14号

被告

同代表者代表取締役

ベルサンテスタッフ株式会社

中野栄造

被告

中野栄造

被告

N

被告

被告ら訴訟代理人弁護士

I

以上

和解条項

本件に関し、本和解期日において、被告中野、同 **N** 及び同 **I** が原告らに対して席上で謝罪し、原告らと被告らの間で、以下の内容の和解が成立した。

- 1 被告らは、原告 **A** に対し、本件の損害賠償金として、2500万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告 **B** に対し、本件の損害賠償金として、2500万円の支払義務があることを認める。
- 3 被告らは、原告 **A** に対し、連帯して、第1項の金員を令和3年4月19日限り、原告が指定する下記の普通預金口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は、被告らの負担とする。

記

銀行名・ 銀行 支店
口座名・

口座番号・

- 4 被告らは、原告 **B** に対し、連帯して、第2項の金員を令和3年4月19日限り、原告が指定する上記の普通預金口座に振り込んで支払う。但し、振込手数料は、被告らの負担とする。
- 5 原告らは、その余の請求を放棄する。
- 6 原告らと被告らは、原告らと被告らとの間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

これは正本である。

令和 3 年 3 月 17 日

大阪地方裁判所第 9 民事部

裁判所書記官 泉谷 美津穂